

山梨県立美術館所蔵作品デジタル撮影等業務 質問受付及び回答一覧

受付通番	受付日	質問内容	回答
1	12月3日	<p>撮影等業務委託 仕様書にある「デジタル撮影の方法の詳細は、美術館と協議」の前提として、作品を箱の中に入れて上面より撮影する装置を使用することは可能ですか。また、撮影に使用する光源に制約はありますか。</p>	<p>箱については、安全が確認できれば使用可能です。 光源については、作品に悪影響を及ぼす可能性があるかと判断すれば使用不可とします。</p>
2	12月3日	<p>(様式6)「過去5年間の同種または類似業務の実績」について、自社が直接受託した業務に限りますか。</p>	<p>申請者が協力事業者(再委託事業者)と共同で事業を行う場合は、協力事業者(再委託事業者)の実績についても、「過去5年間の同種または類似業務の実績」に含まれます。</p>